

## 土木部建設コンサルタント業務委託の最低制限価格決定等に係る事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、土木部が行う建設工事に係る測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）の委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同第167条の13において準用する場合も含む。）及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第147条第1項（同規則第154条において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の決定及び事務手続きについて定めるものである。

### (適用の対象)

第2条 適用の対象は、原則として、土木部が競争入札により発注する1件の委託に付する額が100万円超3,000万円未満である建設コンサルタント業務とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものとし、次条に定める方法により決定する。
- (2) 無作為(ランダム)係数とは、乱数を使用して無作為(ランダム)に算出される「0.9850」から「1.0150」までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (3) 最低制限価格とは、最低制限基本価格の110分の100に相当する額に無作為(ランダム)係数を乗じて算出した価格（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額をいい、その額を下回る額（消費税及び地方消費税を含む額）で入札した者を失格とするものとする。

ただし、測量業務については、最低制限価格は予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.2を乗じて算出した価格(1万円未満切捨て)に100分の110を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じて算出した価格(1万円未満切上げ)に100分の110を乗じて得た額とする。土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、最低制限価格は予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.1を乗じて算出した価格(1万円未満切捨て)に100分の110を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあっては予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じて算出した価格(1万円未満切上げ)に100分の110を乗じて得た額とする。地質調査業務については、最低制限価格は予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.5を乗じて算出した価格(1万円未満

切捨て)に100分の110を乗じて得た額とし、3分の2に満たない場合にあっては、予定価格の100分の100に相当する額に3分の2を乗じて算出した価格(1万円未満切上げ)に100分の110を乗じて得た額とする。

(最低制限基本価格)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号により定める割合に予定価格を乗じて得た額とする。ただし、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、その割合が10分の6に満たない場合にあっては、最低制限基本価格の100分の100に相当する額について1万円未満を切上げとし、それ以外の場合にあっては、最低制限基本価格の100分の100に相当する額について1万円未満を切捨てとする。地質調査業務については、その割合が3分の2に満たない場合にあっては、最低制限基本価格の100分の100に相当する額について1万円未満を切上げとし、それ以外の場合にあっては、最低制限基本価格の100分の100に相当する額について1万円未満を切捨てとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計(1万円未満切り捨て)に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、地質調査業務については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

①測量業務

- イ 直接測量費の額
- ロ 測量調査費の額
- ハ 諸経費に10分の5を乗じて得た額

②土木関係建設コンサルタント業務

- イ 直接人件費の額
- ロ 直接経費の額
- ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

③建築関係建設コンサルタント業務

- イ 直接人件費の額
- ロ 特別経費の額
- ハ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ニ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

④地質調査業務

- イ 直接調査費の額
- ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ニ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

⑤補償関係コンサルタント業務

- イ 直接人件費の額
- ロ 直接経費の額
- ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては10分の6から10分の8.1まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

(最低制限基本価格の決定)

第5条 契約担当者は、入札日までに前条に定める方法により最低制限基本価格を決定し、最低制限価格自動計算システム（以下「システム」という。）に最低制限基本価格を入力するものとする。

2 なお、システムに入力する予定価格及び最低制限基本価格については、消費税及び地方消費税を控除した額を入力することに注意するものとする。

(予定価格表への記載)

第6条 茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第23号）第8条に規定する予定価格表（以下「予定価格表」という。）の作成については、最低制限基本価格の具体的金額を、予定価格表の「最低制限基本価格」の欄に記載し、さらに、当該調査価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格」の欄に記載する。

(無作為（ランダム）係数等の取扱い)

第7条 契約担当者は、入札日までにシステムにより無作為（ランダム）係数を決定し、同時に自動算出される最低制限価格と共に、USB等に保存の上、封書にしておくものとする。

(最低制限基本価格の確認)

第8条 入札執行者は、入札（開札）会場において、当該業務委託の最低制限価格及び無作為（ランダム）係数を保存したUSB等からデータをパソコンに読み込み、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の画面に表示させると共に、予定価格表に記された最低制限基本価格と画面に表示された最低制限基本価格（消費税及び地方消費税を除く額）に100分の110を乗じて得た額が同一であることを確認しなければならない。

(最低制限価格の決定経緯の記録)

第9条 入札執行者は、パソコンの画面に表示された最低制限基本価格、無作為（ランダム）係数及び最低制限価格を印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

(無作為(ランダム)係数の公表)

第10条 入札執行者は、第7条の規定に基づき決定された無作為(ランダム)係数を、入札参加者のうち希望者には開札後、口頭により公表できるものとする。

(パソコンの障害時の対応)

第11条 入札(開札)会場において、パソコンの故障等により最低制限価格等のデータをパソコンに読み込むことが困難となった場合には、入札を保留し、パソコンの交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、避けがたい事故等により回復の見込みがたたない場合には、予定価格表に記入している最低制限基本価格を最低制限価格とするものとする。

付 則

この要領は、平成24年10月1日以降に起工決議する建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

1 この要領は、平成26年2月20日以降に指名通知を行う建設コンサルタント業務委託から適用する。

2 消費税及び地方消費税の税率を5%として当初契約する工事については、各条文中の「108分の100」を「105分の100」、「100分の108」を「100分の105」に読み替えるものとする。

付 則

この要領は、平成28年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

この要領は、平成30年7月12日以降に入札公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

1 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

2 消費税及び地方消費税の税率を8%として当初契約する工事については、各条文中の「110分の100」を「108分の100」、「100分の110」を「100分の108」に読み替えるものとする。

付 則

この要領は、令和2年1月7日以降に執行決議を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日以降に執行決議を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。

付 則

この要領は、令和6年5月20日以降に公告又は指名通知を行う建設コンサルタント業務委託に適用する。